

○岐阜大学図書館ライブラリ・メイカースペース機器の利用に関する内規

(令和3年6月18日 岐大内規)

(趣旨)

第1条 この内規は、岐阜大学図書館ライブラリ・メイカースペース（以下「メイカースペース」という。）において管理する装置，関連する設備等（以下「機器」という。）の管理及び運営並びに利用に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この内規は、メイカースペースにおいて管理する機器を活用して、学生等の自主的な創造活動とコミュニケーションを推進することを目的とする。

(メイカースペースの管理責任者)

第3条 メイカースペースに管理責任者を置き、図書館長をもって充てる。

2 管理責任者は、メイカースペースの管理及び運営並びに利用に係る業務を掌理する。

(機器の管理及び廃止)

第4条 管理責任者は、メイカースペースの機器を管理させるために、設備・機器管理者を置き、学術情報課長をもって充てる。

2 設備・機器管理者は、設備・機器管理の代理人（以下、「機器管理代理人」という。）を置き、日常の機器管理を委ねることができる。

3 設備・機器管理者は、管理する機器を他部署への移転または廃止する場合、管理責任者に機器の移転または廃止を届けなければならない。

(利用者の資格)

第5条 機器を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、管理責任者の承認を得た者とする。

一 岐阜大学図書館利用細則(平成19年細則第40号)第2条第1号から第6号までに掲げる利用者

二 その他管理責任者が適当と認めた者

(利用日)

第6条 機器を利用できる日は、次の各号に掲げる以外の日とする。

一 岐阜大学図書館利用細則第4条に定める図書館本館の休館日

二 その他管理責任者が定める日

2 前項の規定にかかわらず、管理責任者が必要と認めた場合は、機器を臨時に利用させ、又は利用を中止させることができる。

(利用時間)

第7条 機器の利用時間は、岐阜大学図書館利用規則第4条に定める図書館本館の平日の開館開始時間から17時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理責任者が必要と認めた場合は、利用時間を延長し、又は短縮することができる。

(利用の申請等)

第8条 機器を利用しようとする者は、設備・機器管理者を経由して管理責任者に利用申請書を提出し、承認を得なければならない。なお、複数名で利用しようとする場合は、利用する者のリストを提出しなければならない。

- 2 管理責任者は、前項の申請があった場合は、設備・機器管理者の意見を聴取した上で利用の可否を判断し、利用しようとする者にその結果を通知しなければならない。
- 3 前項により利用の承認を得た者（複数名の場合を含む）は、当該機器の利用に関し責任者（以下「利用者」という。）となるものとする。

(変更の届出)

第9条 利用者は、前条第1項の申請の内容等に変更があった場合は、直ちに設備・機器管理者または機器管理代理人を経由して管理責任者に届け出なければならない。

- 2 管理責任者は、前項の変更の内容が重大なものであると認めた場合は、当該利用の承認を取り消し、利用者に再度前条第1項の申請手続きを行わせるものとする。

(利用の報告及び情報共有)

第10条 利用者は、機器の利用が終了した場合、設備・機器管理者または機器管理代理人を経由して管理責任者に速やかに報告しなければならない。

- 2 利用者は、メイカースペースで得た知見を管理責任者、設備・機器管理者、機器管理代理人および他の利用者等と共有することに努めなければならない。
- 3 利用者が、機器の利用により得た成果を公開する場合は、メイカースペースの機器を利用した旨を表示することに努めなければならない。

(遵守事項)

第11条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 利用を承認された機器について、十分な教育を受けること。
- 二 利用を承認された機器の保全に努めること。
- 三 利用を承認された目的以外に機器を使用しないこと。
- 四 メイカースペースの他の利用者、図書館利用者等の安全・安心に努めること。
- 五 管理責任者が承認またはメイカースペースで販売若しくは無償付与される材料以外を使用しないこと。
- 六 利用を承認された機器を他者に転貸しないこと。
- 七 その他管理責任者が必要と認めたこと。

(利用の取消し等)

第12条 利用者が法令若しくはこの内規その他の岐阜大学が定める規則等に違反した場合又はその他管理責任者が必要と認めた場合、管理責任者は、利用者の利用の承認を取り消し、又は一定期間利用を制限若しくは停止することができる。

- 2 前項の規定による利用の取消し、又は利用の中止により利用者が受ける損害については、岐阜大学はその責を一切負わないものとする。

(利用負担金)

第 13 条 機器の利用に係る経費は、材料費・利用負担金として、利用者が負担しなければならない。

2 材料費・利用負担金の額及び徴収方法は、別に定める。

3 第 1 項の規定にかかわらず、管理責任者がやむを得ない事情があると認めた場合は、材料費・利用負担金の全部又は一部を免除することができる。

(損害賠償)

第 14 条 利用者が故意又は重大な過失により、機器を滅失、破損、又は汚損したときは、利用者がその損害を賠償しなければならない。

(事務)

第 15 条 機器の管理及び運営並びに利用に係る事務は、関係部署の協力を得て、学術情報課において処理する。

(雑則)

第 16 条 この内規に定めるもののほか、機器の利用に関し必要な事項は、管理責任者が定める。

附 則

この内規は、令和 3 年 6 月 18 日から実施する。